

# アルコール検知器導入促進助成事業

## 【実施要領】

### 1. 助成対象

#### (1) アルコール検知器

呼気中のアルコール濃度を測定できるもので、別表に示すもの。

#### (2) 交換用センサー

(1) の対象検知器の交換用センサー

#### (3) 岐阜県内に認可を受けた営業所に令和4年3月1日から令和5年2月28日までに導入するものに限る。

### 2. 助成金額

機器（オプション・消耗品等含む）及びセンサーの価格【除く消費税】の3分の1（百円未満切捨て）とし、1営業所あたり10万円までとする。

**※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。**

### 3. 予 算

200万円

### 4. 交付申請期間

令和4年4月22日（火）～ 令和4年12月20日（火）

### 5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

### 6. 留意事項

#### (1) 交付決定通知

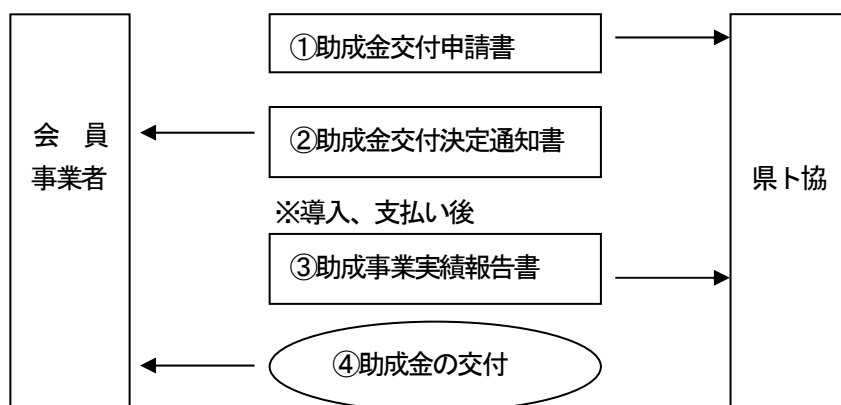
申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。

#### (2) アルコール検知器導入促進助成事業実績報告書（様式3）

機器導入・支払後、概ね1ヶ月以内にて報告する。

但し、報告期限は令和5年3月1日（水）【導入・支払いは2月末日】までとする。

## 〈 助成のフローチャート 〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。